

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成 25 年大阪市規則第 160 号)の一部改正について

| 事 務 局   | 諮問書に沿って説明                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 阪 口 委 員 | 大阪港トランスポートシステムと大阪国際平和センターの 2 団体は何度も議論して、ここに至るということなので、特に問題がなければこれでということなんだろうけど、救急医療事業団については、指標はどのようなイメージを持ってるんですか。                                                               |
| 事 務 局   | 所管所属でも検討はしていただいてるんですが、委託の内容とは別のものとなってくると、なかなか定量的、数値的な指標の設定というのは、難しく、引き続き検討をしていただいて、案を出しいただいてまた、中期目標設定のご審議の時ににおいて、ご検討賜ればと思っております。                                                 |
| 阪 口 委 員 | 公益性はあるし、委託業務をできませんと言われたら大変なことになるので、そのような事態にならないようにする体制づくりのような指標なんだろうけど、そこをうまく指標化できるかどうかよくわからないということですか。公益性が高いのはわかっているし、他に引き受けてくれるところもないので、外郭団体に指定することは問題がないと思うんだけど、いい指標が作れるかどうか。 |
| 清 水 委 員 | 従来が、365 日開業する、当然のことながら達成率が 100%、それ自身も重要な指標になると思うんですが、突発的な感染症などもあると思うので、医師を確保していく体制整備のところでの指標を設定できるかどうか。                                                                          |
| 阪 口 委 員 | 方法はわかりませんが、救急医療事業団については、体制づくりについて、どのような指標ができるのか、今後は検討をしていただくということで、市規則の一部改正の諮問については、問題がないということでよろしいですか。今回の諮問については問題がないということで、このまま進めていくということでよろしいですか。                             |
| 委 員 一 同 | はい。                                                                                                                                                                              |
| 阪 口 委 員 | では、規則の一部改正の諮問については、問題がないということで答申をさせていただきます。                                                                                                                                      |